

令和6年1月吉日

提出書類等の注意事項

1. 各書類の自治会長名組長名と印
 - ①新年度の自治会長名で記入して下さい。
 - ②誓約書の自治会長署名、組長署名は自筆での署名を行って下さい。
 - ③自治会長の印は私印ではなく、公印(角印もしくは丸印)を捺印して下さい。
なお、公印がコピーの書類は無効になります。
2. 2. 道路使用許可申請書 (初練り、子供練り、屋台引き回し用)
 - ①記入事項や捺印の押し忘れはないか確認して下さい。
 - ②提出日は令和6年4月5日を記入して下さい。
 - ③練り、子供練り、屋台の各申請書と祭典役員名簿・配置形態図を作成する。
(各コース図をホッチキスで留めてあるか)
 - ④提出部数(初練り、子供練り、屋台各3部)揃っているか確認して下さい。
 - ⑤県証紙代金(警察署に申請する道路使用許可証に貼る県証紙)
(1通@2,300円、最大6,900円)
 - ⑥代金は書類提出時に各ブロック担当の統監部部員が徴収します。
 - ⑦警察で許可された申請書は、許可され次第各組へ渡します。
3. 運搬車許可申請書
 - ①1台目の車輛ナンバーは4ナンバー車両サイズ以下のみ許可します。
 - ②2台目以降は砂丘地区進入・通行識別票申請書と駐車場申請書を提出して下さい。
(1台@500円×台数分)※2台目以降は会場への進入は出来ませんので注意して下さい。
2ページに記載されている注意事項をご確認ください。
4. 御幣・初節句お守り申込書
本年も統監部での申し込みは実施しません。各町で実施してください。
5. その他の書類
 - ①記入事項の漏れ、捺印漏れは無いか確認して下さい。
6. 統監部への書類提出期限
 - ①令和6年3月24日(日)迄に各ブロック担当の統監部部員に渡して下さい。
 - ②事前に各ブロックでチェックし、記入漏れの無いようにお願いします。

7. その他

- ①浜松まつり組織委員会の最終決定で必要書類が変わってきますが、都度柔軟な対応をお願いします。
- ③ その他詳細については、各ブロック担当の統監部部員と協議して下さい。
- ④ 役員の連絡先電話番号は、携帯電話番号で記入して下さい。

運搬車許可申請書、砂丘地区進入・通行識別票申請書について

(1). 運搬車許可申請書

- ・運搬車許可申請書を提出してください。
- ・4ナンバー車両以下のみ申請できます。
- ・レンタカーを使用する場合、レンタカーの欄に○印を記入してください。
- ・レンタカーの車両が決まっていない場合は車両情報は空欄で提出し、車両情報が判明次第、速やかに担当ブロック統監部員へ連絡してください。
- ・車両情報確定後、駐車証を配布致します。
- ・車両を変更する場合、変更前駐車証と引き替えで交換対応となります。

(2). 砂丘地区進入・通行識別票申請書、駐車場申請書

- ・2台目以降は砂丘地区進入・通行識別票申請書と駐車場申請書を提出してください。会場への進入は運搬車のみとなりますのでご注意ください。
- ・通行識別票の発行料は、500円/台 ×台数分となります。
- ・代金は書類提出時に各ブロック担当の統監部部員が徴収します。
- ・通行識別票申請書と駐車場申請書は、ホッチキスで留めないでください。
- ・車両を変更する場合、変更前砂丘地区進入・通行識別票と引き替えで交換対応となります。

追加申請する場合

- ・新しく砂丘地区進入・通行識別票申請書と駐車場申請書を提出してください。
- ・追加する砂丘地区進入通行識別票申請書も公印（自治会）が必要です。
- ・通行識別票の発行料は、500円/台 ×台数分となります。
※おつりが出ないように申請ください。
- ・先に提出済み駐車場申請書と駐車場所が同じ場合に限り駐車場申請書は省略できますが、申請した駐車エリア内で駐車するようにしてください。
- ・車両を変更する場合、変更前砂丘地区進入・通行識別票と引き替えで交換対応となります。
- ・追加申請は4月29日19:30まで受付け致します。
※期日以降の変更・追加は受付けしておりませんのでご注意ください。